

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり222円以上のものについてはその評価額を222円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.9	純 20	純 7.8	純 7.8		
		新田、田通								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり297円以上のものについてはその評価額を297円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.0	純 16	純 7.8	純 7.8		
		小菅、田通原								
		1 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり272円以上のものについてはその評価額を272円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.9	純 20	純 7.8	純 7.8		
		御所平								
		1 1984番地								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり680円以上のものについてはその評価額を680円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.8	—	—	中 5.8	中 5.8		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.9	純 21	純 7.8	純 9.2		
		2 上記以外の地域								
(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり247円以上のものについてはその評価額を247円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5				
(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.9	純 21	純 7.8	純 9.2				



市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.2	中 11	中 5.9	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 5.8	純 3.1	純 4.8		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.3	純 7.5				
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 5.3				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.2	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.6	純 2.8	純 3.9		
	川原湯	農業振興地域内の農用地区域			純 3.6	純 8.2				
		上記以外の地域								
		1 県道林・岩下線沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.2	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.8	純 8.2	純 2.1	純 4.0		
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 9.0	純 24				
		2 上記以外の地域			純 7.2	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
		(1) 1924番地								
		イ 大学村								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり414円以上のものについてはその評価額を414円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり422円以上のものについてはその評価額を422円とみなして	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		









市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり343円以上のものについてはその評価額を343円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(3) 王領地の森分譲地								
		山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり602円以上のものについてはその評価額を602円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.8	—	—	中 5.8	中 5.8		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野・牧場)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり343円以上のものについてはその評価額を343円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 国道146号線沿	30	1.1	中 18	中 30	中 118	中 151		
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 15	純 21	純 11	純 11		
		1 1 上記以外の地域	30	1.1	純 10	純 20	純 7.8	純 6.9		
		な	長野原	農業振興地域内の農用地区域						
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿					純 14	純 23				
(2) 上記以外の地域					純 6.7	純 11				
2 上記以外の地域					純 4.0	純 6.5				
上記以外の地域										
1 遠西、町										
(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 21	中 33	比準	比準				
(2) 上記以外の地域	40	1.1	純 6.9	純 11	純 5.6	純 8.3				



市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等								
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
な	長野原	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		(1) 国道145号線沿	40	1.1	中 6.4	中 11	中 6.7	中 13				
		(2) 吾妻川より南側の国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 13	中 16	中 7.7	中 8.3				
	は	羽根尾	(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 6.6	純 5.2	純 6.6			
			農業振興地域内の農用地区域									
			1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿			純 4.1	純 7.0					
		林	羽根尾	2 上記以外の地域			純 3.4	純 6.0				
				上記以外の地域								
			林	羽根尾	1 国道144号線沿、 国道145号線沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.3	中 11	中 5.9	中 9.8	
					2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 6.3	純 3.9	純 5.9	
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域										
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.3	純 7.5						
		2 上記以外の地域			純 3.7	純 6.5						
		上記以外の地域										
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 6.2	中 11				
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 6.7	純 3.2	純 4.4				
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域										
		1 国道146号線沿			純 3.1	純 6.5						
		2 上記以外の地域			純 2.8	純 6.0						
ふ	古森	上記以外の地域										
		1 山林（原野・牧場）又は別荘地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり122円以上のものについてはその評価額を122円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.8	—	—	中 7.8	中 7.8				
ふ	古森	2 上記以外の地域 (1) 国道146号線沿	30	1.1	中 4.2	中 8.9	中 7.0	中 9.8				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ふ	古森	(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.0	純 6.2	純 5.9	純 6.6		
よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿			純 4.6	純 12				
		2 上記以外の地域			純 3.6	純 8.9				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿	30	1.1	中 5.7	中 15	中 8.9	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 8.9	純 5.9	純 7.0		
	横壁	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.5	純 7.3				
		2 上記以外の地域			純 4.4	純 4.4				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.6	中 11	中 5.9	中 9.8		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.5	純 4.5	純 4.1	純 4.8		